

## 青少年総合対策推進法案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、青少年が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、青少年の健全な育成（以下「青少年育成」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるほか、青少年が自立した社会生活を営むことができるようにするための支援その他の施策を定めるとともに、青少年総合対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な青少年育成のための施策（以下「青少年総合対策」という。）を推進することを目的とすること。

（第一条関係）

#### 二 基本理念

青少年育成は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこと。

- (一) 一人一人の青少年が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

(二) 家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、青少年育成において果たすべき役割に応じて、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

(三) 青少年の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良質な社会環境の整備その他必要な配慮を行うこと。

(四) 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

(五) 修学及び就業のいずれもしていない青少年で、自立した社会生活を営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、自助の責任を踏まえつつ、必要な支援を行うこと。

(第二条関係)

### 三 国の責務

国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、青少年対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

(第三条関係)

### 四 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、青少年育成に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における青少年の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(第四条関係)

## 五 法制上の措置等

政府は、青少年総合対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

(第五条関係)

## 六 年次報告

政府は、毎年、国会に、我が国における青少年の状況及び政府が講じた青少年総合対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならないこと。

(第六条関係)

## 第二 青少年総合対策

### 一 青少年総合対策の基本

青少年総合対策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない

こと。

(第七条関係)

二 青少年総合対策推進大綱

1 青少年総合対策推進本部は、青少年総合対策の推進を図るための大綱（以下「青少年総合対策推進大綱」という。）を作成しなければならないこと。

2 青少年総合対策推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(一) 青少年総合対策の基本的な方針

(二) 青少年総合対策として行う施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 青少年の健全な成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第一の二の(五)に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、青少年総合対策として行う施策に関する重要事項

(三) 前号の施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連

携及び協力に関する事項

(四) 青少年育成に関する国民の理解の増進に関する事項

(五) 青少年総合対策を推進するために必要な調査研究に関する事項

(六) 青少年育成に関する国際的な協力に関する事項

(七) (一)から(六)に掲げるもののほか、青少年総合対策を推進するために必要な事項

3 青少年総合対策推進本部は、1により青少年総合対策推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。これを変更したときも、同様とすること。  
(第八条関係)

### 三 都道府県青少年計画等

1 都道府県は、青少年総合対策推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における青少年育成についての計画（以下「都道府県青少年計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、青少年総合対策推進大綱（都道府県青少年計画が作成されているときは、青少年総合対策推進大綱及び都道府県青少年計画）を勘案して、当該市町村の区域内における青少年対策についての計画（以下「市町村青少年計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県青少年計画又は市町村青少年計画を作成したときは、遅滞なく、こ

れを公表しなければならぬこと。これを変更したときも、同様とすること。(第九条関係)

#### 四 国民の理解の増進等

国及び地方公共団体は、青少年育成に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。(第十条関係)

#### 五 社会環境の整備

国及び地方公共団体は、青少年の健全な成長を阻害する行為の防止その他の青少年の健全な成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。(第十一条関係)

#### 六 意見の反映

国は、青少年総合対策の策定及び実施に関して、青少年を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。(第十二条関係)

#### 七 青少年総合相談センター

地方公共団体は、青少年育成に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報

の提供及び助言を行う拠点（以下「青少年総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。こと。  
（第十三条関係）

#### 八 地方公共団体及び民間の団体に対する支援

国は、青少年総合対策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う青少年の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。こと。

（第十四条関係）

#### 第三 青少年が自立した社会生活を営むことができるようにするための支援

##### 一 関係機関等による支援

国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の青少年育成に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない青少年で、自立した社会生活を営む上での困難を有するもの（満十五歳に達した日以降の最初の三月三十一日を経過した者に限る。）

に対する次に掲げる支援（以下単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

(一) 社会生活への適応を促すために、関係機関等の施設、青少年の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

(二) 医療及び療養を受けることを助けること。

(三) 生活環境を改善すること。

(四) 修学又は就業を助けること。

(五) (四)に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

(六) (一)から(五)に掲げるもののほか、自立した社会生活を営むことができるようにするための援助を行うこと。  
(第十五条関係)

## 二 関係機関等の責務

関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

(一) 一に規定する青少年の状況を把握すること。



(二) 相互に連携を図るとともに、一に規定する青少年を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

(三) 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。  
(第十六条関係)

### 三 人材の養成等

国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする事。  
(第十七条関係)

### 四 青少年自立支援地域協議会

1 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される青少年自立支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めるものとする事。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない事。  
(第十八条関係)

### 五 協議会の事務等

1 協議会は、四の1の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、1の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、1に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない青少年総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる青少年に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（第十九条関係）

## 六 青少年自立支援調整機関

1 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り青少年自立支援調整機関（以下「調整機関」という。）としてを指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の

定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。 (第二十条関係)

#### 七 秘密保持義務

協議会の事務（調整機関としての事務を含む。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。 (第二十一条関係)

#### 八 協議会の定める事項

四から七までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定めること。 (第二十二条関係)

### 第四 青少年総合対策推進本部

#### 一 設置

内閣府に、特別の機関として、青少年総合対策推進本部（以下「本部」という。）を置くこと。

(第二十三条関係)

#### 二 所掌事務等

1 本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

(一) 青少年総合対策推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

(二) (一)に掲げるもののほか、青少年育成に関する重要な事項について審議すること。

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、1の(一)に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(第二十四条関係)

### 三 組織

本部は、青少年総合対策推進本部長、青少年総合対策推進副本部長及び青少年総合対策推進本部員をもって組織すること。

(第二十五条関係)

### 四 青少年総合対策推進本部長

1 本部長は、青少年総合対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てること。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督すること。

(第二十六条関係)

五 青少年総合対策推進副本部長

1 本部に、青少年総合対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てること。

2 副本部長は、本部長の職務を助けること。

（第二十七条関係）

六 青少年総合対策推進本部員

1 本部に、青少年総合対策推進本部員（以下「本部員」という。）を置くこと。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てること。

(一) 国家公安委員会委員長

(二) 総務大臣

(三) 法務大臣

(四) 文部科学大臣

(五) 厚生労働大臣

(六) 経済産業大臣

(七) (一)から(六)に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
(第二十八条関係)

七 資料提出の要求等

1 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができること。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、1に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができること。  
(第二十九条関係)

八 政令への委任

一から七までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めること。

(第三十条関係)

## 第五 罰則

所要の罰則を設けるものとする。

(第三十一条関係)

## 第六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則第二条から第五条関係)